

三田市フリースクール等利用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保に繋げるため、フリースクール等で活動する不登校児童生徒を持つ家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として予算の範囲内で補助金を交付することについて、三田市補助金等交付規則(平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。)に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する児童生徒をいう。
- (2) 不登校児童生徒 法第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。
- (3) 保護者 親権者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を行う者をいう。
- (4) フリースクール等 不登校児童生徒に対して学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行う民間の施設(学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)を除く。)をいう。
- (5) 利用料 不登校児童生徒がフリースクール等を利用する対価として支払われる授業料及び施設利用料をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、不登校児童生徒に係るフリースクール等の利用料を負担する保護者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象となる不登校児童生徒が、市内に住所を有し、市立の小中学校又は中学校(以下「小中学校」という。)に在籍すること。
- (2) 対象となる不登校児童生徒が、交付申請日の前1年以内に在籍する小中学校を概ね30日以上欠席していること。ただし、病気や経済的な理由による者を除く。
- (3) 対象となる不登校児童生徒が、フリースクール等に通い、在籍する小中学校の校長の判断により、指導要録上の出席扱いを受けていること。

(4) その他補助対象経費に対する補助を別の団体等から受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象者がフリースクール等へ支払った利用料とする。ただし、指導要録上の出席扱いとならない日に係るものは除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、不登校児童生徒1人につき、1か月10,000円を上限とする。

(補助金の申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、対象年度内において市長が別に定める期間（以下「対象期間」という。）の区分に応じ、それぞれ市長が別に定める期日までに、三田市フリースクール等利用支援補助金交付申請書兼請求書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 対象期間に係るフリースクール等の利用に関する契約内容等が分かる書類

(2) 対象期間に係る補助対象経費の支払実績が分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 第1項に規定する申請は実績に基づき行うため、規則第18条の規定により、当該申請に係る実績報告及び確定通知の手続きは適用しないものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消し、交付した補助金の一部又は全部の返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認めたとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行し、令和7年4月1日以降に生じた経費に

ついて適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既に決定を受けた補助金の交付及び返還等に関する規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。